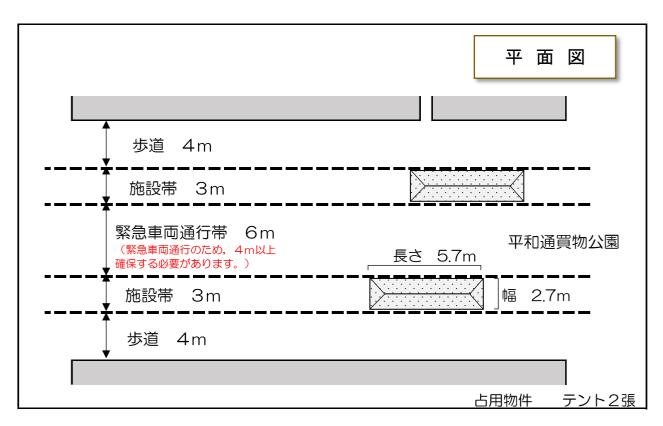
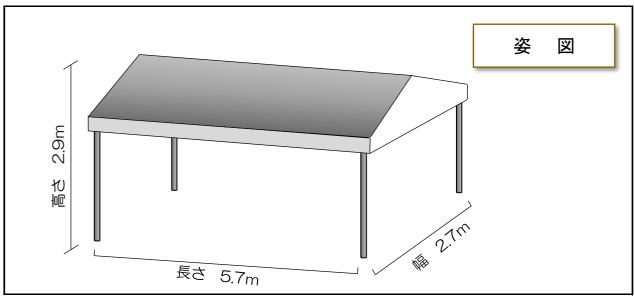
様式第1号			土 2	ト 建 i	ひ 課	土 木 管 理 課 協議書 許可書							ŧ			
受 付		課長	主幹·補佐	係長	主査	係	課長	主幹·神	補佐 信	系長	主査	係	公印	公印		
																※①
	入例								<u>_</u>						_	減免を希望する場合は,申請 欄に○をつけてください。
(宛先)道路	各管理者		占用	許可協加	議	<u></u>	OOC 旭川市	規 : -00 	通〇刀	令和	t 00	年 △	月	日 ×× E 印不要	1	路上イベントを減免とするには、地域の活性化や都市における賑わいの創出などの観点から、旭川市主催又は後援するもの、旭川市を含む地域住民・
						氏 名	旭		OC)実行	一委员	会		\sim		団体などが一体と
				工程	業者	(担当者) 〒住所	•Tel • E	─mail ₌	ЕЛІΞ	三郎 0 9	0		kamik	awa@_	jp	なって取り組むものな どを許可対象としていますが、 当要件に該当するかどうかは 事前に相談してください。
次のとお 1 道路占用						(担当者	·Tel · E	-mail								
占用の目的		イベン	卜実施の	のため												※② 夜12時をまたいで占用物件を設置する場合、占用期間は2日間と
占用の場所	路線名	(No.	_		7 1) 分		恒久 舗装		簡易舗装		砂利 [車道歩道			はります。 ※3
	нт	川市		~7 ∮ ⊞		7.8 7	目	左・	番			号 号 ***		本・付番地	中 通	添付図面は各2部ずつ提出してください。
占用物件	名 称					規模 数量								・位置図		
口加物厂		3. 6	3. 6m×5. 4m 1張(19. 44m²)									•平面図				
占用の期間	令和〇年 7月20日から 令和〇年 7月21日まで					占用物件 の構造 道路使用許可申請書 添付図面のとおり									・占用物件姿図 ・占用物件一覧 ・実施要領等イベントの詳細	
工事の期間						工事実施 の方法 道路法施行令第15条に基づき実施									が分かるもの ※4	
道 路 の 復旧方法	原形のとおり復旧する				(3) 添付書類	□ 位置図 ■ 平面図 □ 断面図 □ 求積図									占用料減免申請の理由を記 入してください。	
許可年月日	令和	年	<u> </u>	 月	日	指令番	号	旭土	- 管指	令第				号		* 5
調定番号			占用(算出	使用料 基礎						占月	用料				円	占用場所が「平和通買物公園」、「銀 座通商店街」の場合は、事前に各事 務所で 確認印 を押してもらって 下さい。
	4. d.= ±								協	協議番号	}					
2 占用料減	・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ベント	主体のた	* **(<u>A</u>)						J					
							ュた 済	i田! ア	· (全 . 演:	短りす	<u>ح</u>				その他
上記の理由により旭川市道路占用料条例第6条第 号を適用して(免除・減額)する。 円 減免後の占用料 円											お手持ちのパソコンにて作					
カ カにのみ 到 3 アノださい 「間(ナチャック) アノださい 「占										成する場合は, 申請書のほ か, 協議書(警察用), 申請書						
# (写), 許可書 の4枚										(写), 許可書の4枚が印刷されますので, 一式提出してく						

【位置図】

占用箇所の住所、占用箇所の位置がわかるように作成してください

国		平.				緑	
道	5条通7丁目	和	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 条通 8 丁 🛭]	橋	,,,,
4 0		通				媑	
号		通買物				禄	
		_丛-	<u>////</u>	/////////			
	4条通7丁目	東		4条通8丁			
国道1	2 号	į			国道	3 9) 号
	買物公園事務局						
				占用場所			
7777	3条通7丁目		<i>177777</i>	3条通8丁目	 ''''''		
昭和道線		-					
	2条通7丁目	 	: 	2条通8丁目	1 /////_	n	





<申請にあたっての留意点>

- 平和通買物公園の緊急車両通行帯は、緊急車両通行のため4m以上確保する必要があります(占用物件は設置できません!)。
- 歩行者の支障となるため、歩道上にも占用物件を設置することはできません。
- 飲食物の提供などで路面を汚損する恐れがある場合、シートやコンパネを敷く等の養生をしてください。
- その他設置できないものもあるため、イベント内容の変更や新規で開催したいイベント等ある場合、事前に土木管理課及び所轄警察へ御相談ください。